
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第12号

平成26年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成26年8月26日付け財第51号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月9日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	岩崎昌弘
同	青木 寛

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 県が出資（又は出捐）を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容																	
<p>報告書中 第2編 外部監査の結果 第2章 出資等比率25%以上の出資等団体 3-2 (廃棄物・リサイクル対策課) 公益財団法人鹿児島県環境整備公社 5 財務状況 (指摘事項) 一般正味財産と指定正味財産の区分 環境整備公社に対する補助金は長期間に係る工事が支給対象であるため、工事の進捗により翌年度に繰り越されることが多い。同様の補助金に対して会計処理が異なっている箇所がみられた。 例：平成23年度</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="233 797 887 1059"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>金 額</th> <th>正味財産増減計算書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助金</td> <td>交付決定 509,323</td> <td>受取国庫補助金(指定)</td> </tr> <tr> <td>うち概算払 203,700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち繰越 305,623</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県補助金(施設整備)</td> <td>交付決定 509,323</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち概算払 203,700</td> <td>受取県補助金(一般)</td> </tr> <tr> <td>うち繰越 305,623</td> <td>受取県補助金(指定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同目的、同時、同額支給の両補助金に対して異なる会計処理</p>	内 容	金 額	正味財産増減計算書	国庫補助金	交付決定 509,323	受取国庫補助金(指定)	うち概算払 203,700	—	うち繰越 305,623	—	県補助金(施設整備)	交付決定 509,323	—	うち概算払 203,700	受取県補助金(一般)	うち繰越 305,623	受取県補助金(指定)	<p>当該補助金は、指定正味財産に計上することが適正な処理であったことから、平成25年度の一般正味財産増減の部の経常外費用として計上し、一般正味財産を減額するとともに、指定正味財産増減の部へ計上し直した。</p> <p>なお、本年6月に開催した定時評議員会において決議の上、平成25年度決算においては是正済みである。</p>
内 容	金 額	正味財産増減計算書																
国庫補助金	交付決定 509,323	受取国庫補助金(指定)																
	うち概算払 203,700	—																
	うち繰越 305,623	—																
県補助金(施設整備)	交付決定 509,323	—																
	うち概算払 203,700	受取県補助金(一般)																
	うち繰越 305,623	受取県補助金(指定)																